

霧島市過疎地域自立促進計画について

過疎地域における総合的かつ計画的な対策を実施するため、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項の規定に基づき、別紙のとおり霧島市過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）を定めることについて、議会の議決を求める。

平成28年2月15日提出

霧島市長 前田 終 止

（提案理由）

平成27年度をもって霧島市過疎地域自立促進計画の計画期間が終了するところ、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成24年法律第39号）の施行により、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）の有効期限が平成32年度まで延長されたことに伴い、引き続き旧横川町、旧牧園町及び旧福山町の区域に係る過疎地域自立促進計画を定めることについて、議会の議決を求めるものである。